三　面外曲げ強さ及び面外曲げ弾性係数の基準値が定められていること。面内曲げの応力があって、部分に用いる場合に面内曲げ弾性係数の基準値が定められていること。

四　めりこみの応力が生ずる部分に用いる場合にあっては、めりこみ強さの基準値が定められていること。

五　面外せん断の応力が生ずる部分に用いる場合にあっては、面外せん断強さ及び面外せん断弾性係数の基準値が定められていること。面内せん断の応力が生ずる部分に用いる場合にあっては、面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数の基準値が定められていること。

三　面外曲げ強さ、面外曲げ弾性係数、面内曲げ強さ及び面内曲げ弾性係数の測定は、次のいずれかに掲げる方法又はこれらと同等以上に面外曲げ強さ、面外曲げ弾性係数、面内曲げ強さ及び面内曲げ弾性係数を測定できる方法によること。

イ　JIS A一四一四―二（建築用パネルの性能試験方法―第二部：力学特性に関する試験）―二〇一一の五・三の曲げ試験によること。ただし、試験体に加える荷重については、エアバッグ等を用いた等分布荷重とすることができる。

ロ　直交集成板規格別記第三項(6)に掲げる方法によること。この場合において、「曲げヤング係数」とあるのは、「曲げ弾性係数」と読み替えるものとする。

四　第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第四号に掲げる方法によること。

五　面外せん断強さ、面外せん断弾性係数、面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に面外せん断強さ、面外せん断弾性係数、面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数を測定できる方法によること。

イ　面外せん断強さは、直交集成板規格別記第三項(8)に掲げる方法によること。

ロ　面外せん断弾性係数は、イに掲げる方法により得られた荷重―変形関係を用いて求めること。

ハ　面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数は、次に定める方法によること。

(1)　試験体は、次に掲げる方法により採取すること。

(i)　集団から、当該母集団の材料特性を適切に表すものとなるように採取すること。

(ii)　同一の標本から採取する試験体の数は、母集団の特性値を適切に推定できる数とすること。

(2)　試験体は、温度摂氏二十度±二度、相対湿度六十五パーセント±五パーセントの環境下で平衡状態となるまで静置すること。

(3)　試験を行う環境は、(2)で試験体を静置した環境と同一とすること。

(4)　試験体の形状及び寸法は、次によること。

(i)　試験体の短辺は、四百ミリメートル程度とすること。

(ii)　試験体の長辺は、六百ミリメートル±一ミリメートルとすること。

(iii)　幅百ミリメートル程度で長さ六百ミリメートル以上の鋼板を試験体の両長辺に接着その他の方法により緊結し、試験体の短辺（鋼板が接していない部分に限る。）を二〇〇ミリメートル±五ミリメートル以上とすること。この場合において、(5)の試験により、鋼板及び緊結部分が当該試験体よりも先に塑性化しないものとすること。

(5)　試験は、次の方法によること。

(i)　試験体の両長辺に緊結した鋼板をそれぞれ平行に、かつ逆方向に引くこと。

(ii)　試験体に作用する荷重及びせん断ひずみを適切な精度を有する方法で測定すること。

(6)　面内せん断強さの基準値は、(5)に掲げる試験による最大荷重を試験体ごとのせん断面積で除して得た各試験体ごとのせん断強さの信頼水準七十五％の九十五％下側許容限界値とすること。

(7)　面内せん断弾性係数は、(5)に掲げる試験により得られた荷重―変形関係を用いて求めること。

六　第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第五号に掲げる方法によること。

七　第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第六号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「曲げ強さ、曲げ弾性係数、せん断強さ及びせん断弾性係数」とあるのは「第一第二十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号から第四号までに掲げる試験」と、「面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数」とあるのは「第一第二十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。この場合において、各部の組み合わせに対する含水率の調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。

六　含水率の基準値が定められていること。

七　湿潤状態となるおそれのある部分に用いる場合にあっては、第二号に規定する面内圧縮強さ、第三号及び面内圧縮のせん断弾性係数、曲げ強さ、第四号に規定する面外せん断強さ、第五号に規定する面外せん断弾性係数、面内曲げ強さ、面内曲げ弾性係数、面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数の調整係数が定められていること。ただし、面内圧縮強さ、面内曲げ強さ、面外せん断